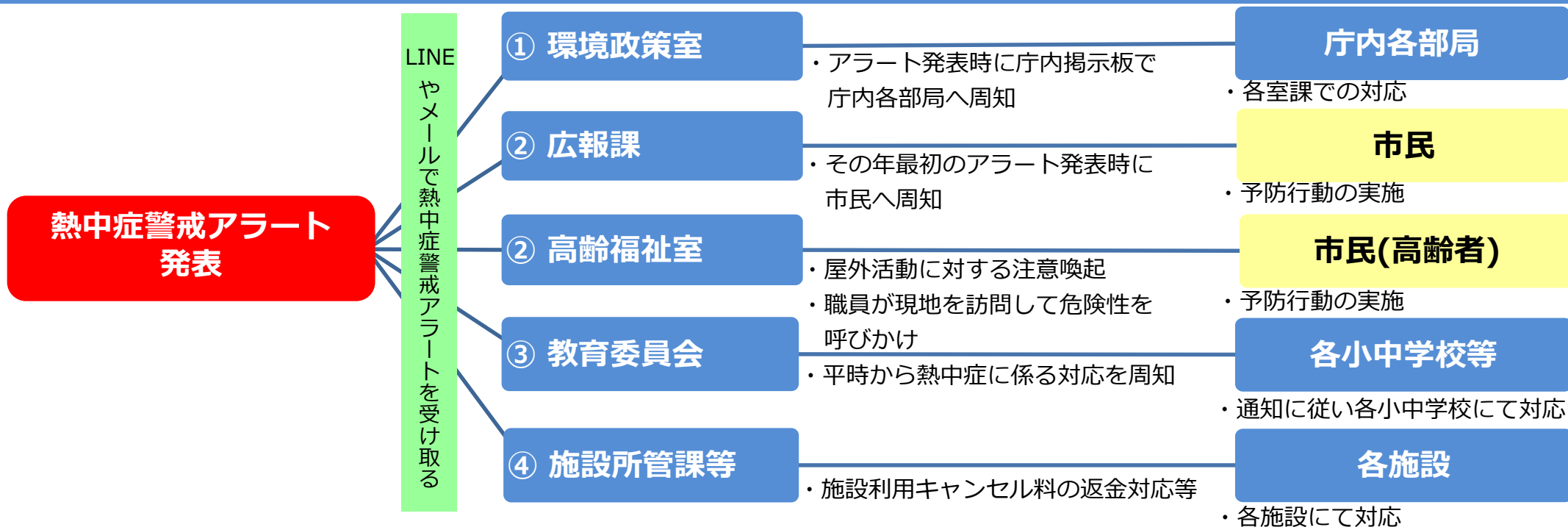


1-2. 熱中症警戒情報発表時に備えた体制

環境部局

事例4. 大阪府吹田市



番号	部局名	対応
①	環境政策室	○アラートが発表された際には、庁内電子掲示板「事務なび」にて職員へ周知、及び市民へはSNSを活用し、注意喚起及びアラートの登録を呼びかけ
②	各室課	○関係する市民へ通知 [例] 広報課:その年最初のアラート発表時に市SNSへ掲載、市SNSでアラート登録の呼びかけを実施。 [例] 高齢福祉室:屋外で実施する体操教室において、アラートのレベルに応じ、体操時間の短縮または中止を推奨。また、職員が現地に訪問し、アラート登録や熱中症の危険性を市民へ呼びかけ。
③	教育委員会	○各小中学校にて教育委員会の通知に従い、それぞれ対応。
④	施設所管課等	○各施設にて熱中症の呼びかけや対応等を実施 [例]各スポーツ施設にて、アラート発表日に熱中症対策(予防)を理由にキャンセルをした場合には、キャンセル料がかからない措置を7月から9月まで実施。